

▼精神障害者保健福祉手帳をお持ちのみなさまへ▼

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱いについて

今般、**新型コロナウイルス感染症**の感染拡大防止の観点から、精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）の申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを次のとおりとします。

1 対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者。

2 更新手続きの臨時的取扱い

- ① 手帳申請書のみをお住みの市町担当課窓口へ提出することで、現在所持している手帳と同じ等級にて、ひとまず有効期限を2年間更新できます。
- ② その際は、診断書の提出についてはいったん猶予され不要ですが、**あくまで免除ではなく猶予**です。

<更新後は、猶予期間内に診断書を提出してください(厳守)>

更新手続き後は、**更新前の手帳の有効期限の日から1年以内**（※）に診断書をお住みの市町担当課窓口へ必ず提出してください。

（※例：更新前の手帳有効期限 R2.3.31 → 診断書の提出猶予期限 R3.3.31）

◆期限内に診断書の提出がなかった場合◆

更新した手帳(以下、「先に更新した手帳」という。)は無効になります。

3 診断書の提出後について

【障害等級の判定】

診断書が提出された際は、県精神保健福祉センターで障害等級の判定を行います。

①判定の結果、障害等級が変更となった場合

- 先に交付した手帳と引き換えに、新たな等級の手帳を交付します。
- 新たな手帳の有効期間は先に交付した手帳の残期間となります。

②判定の結果、障害等級が変更とならなかった場合

- 先に交付した手帳をそのまま使用できます。

③判定の結果、政令で定める精神の状態でないとして判定された場合

- 手帳の自主返納を求めます。
- 手帳が返納されない場合、返還命令を行うこととなります。

ご留意いただくこと

- ☞ **当該臨時的取扱いはあくまで例外的なものになります。**
定期的に通院の必要がある方等で、通院の際に診断書を取得した場合は、その診断書をもって通常どおりの手帳の更新手続きをすることができます。

（申請の方法等）

- ☞ お住まいの市町担当課宛てに郵送により更新手続きが可能です。
- ☞ 現在お持ちの手帳の有効期限を超過後も、この臨時的取扱いによる更新手続きが可能です。

<精神障害者保健福祉手帳 申請先>

市町担当課一覧（令和2年度）

令和2年4月1日

| 番号 | 市町名 | 部 課 名 | | TEL | 郵便番号 | 所在地 |
|----|----------------|-------|--------|--------------|----------|----------------------|
| 1 | 下関市 (下関保健所) | 保健部 | 健康推進課 | 083-231-1419 | 750-8521 | 下関市南部町1番1号 |
| 2 | 宇部市 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | 0836-34-8314 | 755-8601 | 宇部市常盤町一丁目7番1号 |
| 3 | 山口市 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 | 083-934-2794 | 753-8650 | 山口市龜山町2番1号 |
| 4 | 萩市 | 保健福祉部 | 福祉支援課 | 0838-25-3523 | 758-8555 | 萩市大字江向510番地 |
| 5 | 防府市 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | 0835-25-2387 | 747-8501 | 防府市寿町7番1号 |
| 6 | 下松市 | 健康福祉部 | 福祉支援課 | 0833-45-1835 | 744-8585 | 下松市大手町三丁目3番3号 |
| 7 | 岩国市 | 健康福祉部 | 障害者支援課 | 0827-29-2522 | 740-8585 | 岩国市今津町一丁目14番51号 |
| 8 | 光市 | 福祉保健部 | 福祉総務課 | 0833-74-3001 | 743-0011 | 光市光井2丁目2番1号あいはく光 |
| 9 | 長門市 | 市民福祉部 | 地域福祉課 | 0837-23-1243 | 759-4192 | 長門市東深川1339番地 |
| 10 | 柳井市 | 健康福祉部 | 社会福祉課 | 0820-22-2111 | 742-8714 | 柳井市南町一丁目10番2号 |
| 11 | 美祢市 | 市民福祉部 | 地域福祉課 | 0837-52-5227 | 759-2292 | 美祢市大嶺町東分326番地1 |
| 12 | 周南市 | 福祉医療部 | 障害者支援課 | 0834-22-8463 | 745-8655 | 周南市岐山通一丁目1番地 |
| 13 | 山陽小野田市 | 健康福祉部 | 障害福祉課 | 0836-82-1170 | 756-8601 | 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 |
| 14 | 周防大島町 | 健康福祉部 | 福祉課 | 0820-77-5505 | 742-2806 | 大島郡周防大島町西安下庄3920-21 |
| 15 | 和木町 | | 保健福祉課 | 0827-52-2195 | 740-8501 | 玖珂郡和木町和木一丁目1番1号 |
| 16 | 上関町 | | 保健福祉課 | 0820-62-0184 | 742-1402 | 熊毛郡上関町大字長島583-1 |
| 17 | 田布施町 | | 町民福祉課 | 0820-52-5810 | 742-1592 | 熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 |
| 18 | 平生町 | | 町民福祉課 | 0820-56-7113 | 742-1195 | 熊毛郡平生町大字平生町210番地1 |
| 19 | 阿武町 | | 健康福祉課 | 08388-2-3115 | 759-3622 | 阿武郡阿武町大字奈古2636番地 |

★県ホームページでこのお知らせチラシを掲載しています。

(URL : https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/seishin/korona_tetyo.html)

【県：問い合わせ先】
 山口県健康増進課精神・難病班
 (電話：083-933-2944)
 山口県精神保健福祉センター
 (電話：083-902-2672)